



平成24年度国土地理院近畿地方測量部の取り組み

近畿地方測量部は、近畿地方における公共測量の調整等に関する測量行政、基本測量事業の実施及び地域連携による地理空間情報の利活用の推進を図り、地域社会の発展に寄与する施策を実施しています。

特に平成24年度は、新たな地理空間情報活用推進基本計画の実行をはじめ地理空間情報の活用促進と公共測量推進のための新たな施策を展開するとともに、昨年からはじまった地理空間情報に関する産学官の連携による関西G空間フォーラムと防災・災害対応に関するセミナーを継続して行います。以下に、近畿地方測量部の行う取り組みについて、トピックスと主な業務に区分して紹介します。

トピックス

1 新たな地理空間情報活用推進基本計画

平成24年3月27日に、平成24年度から今後5年間を見据えた新たな「地理空間情報活用推進基本計画」が閣議決定されました。現代社会の直面する様々な課題に対応するとともに、社会における地理空間情報の一層の活用を促進するため、前基本計画において推進された各種取組について、継続的な取組を着実に実施する、とされています。

基本計画の基本的方針は、次のとおりです。

- 1) 社会のニーズに応じた持続的な地理空間情報の整備と新たな活用への対応
- 2) 実用準天頂衛星システムの整備、利活用及び海外展開
- 3) 地理空間情報の社会へのより深い浸透と定着

- 4) 東日本大震災からの復興、災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献

国土地理院における具体的な取り組みとして、電子国土基本図の着実な整備・更新、GNSS連続観測システムの確実な運用、地名等の地理識別子の整備や場所情報コードの推進、地理空間情報ライブラリの運用などを通じて、我が国における地理空間情報の活用推進に積極的に取り組んでいきます。また、4)の災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献に関しては、東海・東南海・南海地震など、今後の災害に備えた防災や減災に役立つ地理空間情報の整備・流通・活用に関する取り組みを進めていきます。

2 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）では、「国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。」（第7条）と規定されています。国土地理院は、地方整備局、都道府県等との連携を強化し、お互いに保有する地理空間情報の相互活用を図ることにより様々な効果が発揮されることを目的に、「地理空間情報の活用促進のための協力についての協定書」の締結を進めています。

近畿地方においては、平成24年5月22日に、岡本国土地理院長と山田京都府知事、荒井奈良県知事とそれぞれ「地理空間情報の活用推進のための協力に関する協定」を締結しました。

近畿地方測量部では、近畿地方の地理空間情報の利活用を推進するために、京都府、奈良県以外の府県においても、同様の協定の締結に向けた取り組みを実施しています。



京都府



奈良県

3 移動計測車両による測量システムを用いる 数値地形図データ作成マニュアル（案）

国土地理院では、平成24年5月に公共測量成果として必要な位置精度を確保しつつ、災害復興計画等に資する基盤地図情報の迅速かつ効率的な整備に新しい測量技術である『移動計測車両による測量システム』を活用するため、作業規程の準則第17条の特例として、標準的作業法（マニュアル）を整備、公開しました。

移動計測車両による測量システム（Mobile Mapping System）とは、主に道路上にある施設の台帳図を作成するための最新測量技術です。車両にGNSS/IMU、レーザスキャナ、デジタルカメラなどの計測機器を搭載し、走行しながら道路形状や標識、路面文字、道路周辺の施設、建物などの3次元位置情報を効率的かつ高精度に取得することができるシステムです。

移動計測車両による測量の主なメリットとし

て、①迅速なデータの取得が可能、②安全性の確保と確認漏れの防止が図られる、③迅速な防災計画作成に役立つことがあげられます。

4 公共測量申請書作成サイトの開設

公共測量の手続きに必要な申請書類等がインターネットを利用し、だれでも効率的に・簡単に作成することができるサイトを平成24年6月に開設しました。

インターネットで作成できる申請書等は以下のとおりです。

- ・公共測量作業規程の承認、変更承認、廃止
【測量法第33条】
- ・公共測量実施計画書【測量法第36条】
- ・公共測量成果等の提出について
【測量法第40条】
- ・測量標、測量成果の使用承認申請書
【測量法第26条30条】
- ・公共測量の実施について（通知）
【測量法第14条第1項・39条】、
終了について（通知）
【測量法第14条第2項・39条】
- ・測量標の設置（通知）
【測量法第21条第1項・39条】

○下記URLよりご利用ください。

<http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html>

主な業務

1 基準点測量

各種測量に使用する基準点（三角点・水準点・電子基準点等）の整備と維持管理のため、精密測地網測量や位置情報基盤整備等の測量を実施します。主な業務は以下のとおりです。

(1) 精密測地網測量

高精度な位置情報基準である施設の機能維持のため、以下の調査等を行います。

- ・電子基準点現地調査
（大阪・奈良地区22点）

- ・電子基準点及び験潮場維持管理

(2) 位置情報基盤整備

位置情報基盤である基準点の適切な維持管理を行うため、管内において基準点の現況調査や復旧測量を行います。

- ・基準点現況調査（管内全域30点）
- ・復旧測量（三角点・水準点）

(3) 国土調査関連業務

国土調査法に基づく国土調査のため、基準点測量を地方自治体の要望に基づき実施します。

- ・国土調査に伴う基準点測量
（兵庫県豊岡地区外23地区80点）
- ・基準点改測

2 電子国土基本図（地図情報）更新事業

昨年度後半に電子国土基本図等に関する施策の具体的な目標を共有し、外部の関係者との連携協力による地理空間情報の高度な活用を推進することを目的として、国土地理院では2013年度（平成25年度）末までの活動内容を『「フレッシュマップ2011」電子国土基本図を中心とした地理空間情報の整備・活用推進行動計画』として取りまとめました。

今年度は引き続き「フレッシュマップ2011」を推進し、電子国土基本図の更新と活用推進への取り組みを実施します。

(1) 電子国土基本図（地図情報）の更新

一定地域の情報を面的に更新する「面的更新」と特定の地物等の変化部分を更新する「迅速更新」を組み合わせて進めます。これらの情報を効率的且つ迅速に収集するため公的機関等との協定締結を推進しています。

(2) 基本情報調査

国土に関する最新の地理空間情報を収集するため、基本情報調査を実施します。基本情報調査は、電子国土基本図（地図情報）の修正資料として活用するほか、毎年10月1日時点の市区町村、都道府県及び全国の面積をとりまとめて公表します。

3 公共測量

測量法（昭和24年法律第188号）では、第5条で「公共測量」を定めており、国や地方公共団体がその費用を負担して行う測量のほとんどが「公共測量」となります。その測量成果は社会の基盤となる非常に重要なものです。

近畿地方測量部管内における公共測量の手続き状況（県平均）は、測量法第33条「作業規程の承認」89%、第36条「公共測量実施計画書についての助言」57件、第40条「測量成果の提出」53%となっております。「作業規程の承認・変更申請」は全国平均91%に比べやや低い状況となっており、関係機関等への普及啓発を継続的に実施しています。

4 測量成果複製・使用

公共測量で既存の測量成果等を使用するため、基本測量においては測量成果の公開（測量法第28条）、公共測量においては測量成果の写しの保管及び閲覧（測量法第42条）により、測量成果の閲覧や謄本等の交付を実施しています。近畿地方測量部においては、管内6府県の測量成果の閲覧及び謄本等の交付を実施しています。

また、基本測量の測量成果を複製や使用して測量を実施する場合には、測量標の使用（測量法第26条）や測量成果の複製（測量法第29条）及び測量成果の使用（測量法第30条）に基づき、申請手続きが必要です。これらの手続きについても、近畿地方測量部で対応しています。

手続き等の詳細は、国土地理院ホームページにおいて公開しています
(<http://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index1.htm#example>)。

5 地理空間情報の活用等の推進 （基盤地図情報関連）

国土地理院は、地理空間情報活用基本計画に基づき、基盤地図情報の整備・提供を実施しています。近畿地方6府県における基盤地図情報の提供

状況は、110市町村で約14,000km²となっています。

また、一昨年度から更新作業を実施しており、順次提供していきます。

6 関西G空間フォーラム

関西G空間フォーラムは、地理空間情報に係る技術・研究開発、学術、関連産業の動向に関する情報提供、意見交換等を行うことで、関西における地理空間情報に係る課題認識と産学官の間での情報共有を図ることにより、地理空間情報を高度に活用する社会（G空間社会）の実現に寄与することを目的として開催するものです。24年は昨年度に引き続き、産学官の連携による地理空間情報活用推進に向けて、11月16日（金）に薬業年金会館において開催する予定としています。

7 防災・災害対応

管内の防災関係機関と連携を図りながら、災害時における速やかな状況把握及び迅速な災害対策地図等の防災地理情報の提供を行います。さらに、昨年多くの方々に聴講いただいた防災・減災をテーマとしたセミナーを、今年度も開催する予定で準備を進めています。

また、国土地理院は今年度、東南海・南海地震対策として航空レーザ測量を実施し、高精度精密標高データを整備します。今回のレーザ測量は、東南海・南海地震による津波被害が想定される地域で、データ未整備の地域を対象として実施します。今後、これらの地域における防災・減災対策等への寄与が期待されます。

表 1 担当業務一覧

内 容	担 当	直通電話等
基準点測量 三角点・水準点等について	測量第一係	06-6941-4708
基準点の維持管理・移転	専門職（基準点担当）	06-6941-4507(代表)
電子国土基本図の整備更新	測量第二係	06-6941-4507(代表)
基本情報調査	専門職（地図担当）	06-6941-4507(代表)
基盤地図情報	地理空間情報管理官	06-6941-4507(代表)
公共測量実施計画に対する助言指導等	専門職（公共測量担当）	06-6941-4930
測量標の使用承認	専門職（公共測量担当）	06-6941-4930
測量成果の複製承認	成果係	06-6941-4507(代表)
測量成果の使用承認	成果係	06-6941-4507(代表)
災害時における緊急対応	防災情報管理官	06-6941-4507(代表)
測量士・測量士補の試験及び登録等について	総務係	06-6941-4507(代表)
出前講座 その他ご相談等について	次長	06-6941-6090
測量成果の閲覧・交付 旧版地図・空中写真	測量成果閲覧室 【閲覧時間】9:00～17:00平日	06-6941-4850